

研究報告

第2次世界大戦前における日本赤十字社の 救護看護人長候補生養成

山崎 裕二

The Training of Candidate for Male Head Nurse in the Japanese Red Cross Society before World War II

Yuji Yamazaki

Abstract

The purpose of this study is to describe the history of the training of candidate for male head nurse in the Japanese Red Cross Society (JRCS) before World War II and to consider the characteristic of the training. The result is as follows.

1. The training was done three times of 1913, 1914, and 1918. 36 candidates for male head nurse in total were trained in three years. There were many honor students who graduated from the male nurse training course of JRCS in them.
2. The training period was three months, and the training was done by using the textbook "Otsushukango-kyotei" newly compiled.
3. The training purpose was to improve the ability to lead male nurses of JRCS.
4. The leaders of JRCS expected candidates for male head nurse to lead their subordinates. Moreover, they expected that they continued self-learning so that they were not late for the advancement of the medicine and nursing. In addition, they expected them to be conscious of the role as the relief member of JRCS and to prove worthy of the people's trust.
5. The training was done to develop various relief activities of male nurse of JRCS in 1910's. In carrying out the training plan, JRCS didn't think about the abolition of male nurse and male head nurse training.

キーワード：救護看護人長候補生，救護看護婦長候補生，日本赤十字社，看護人，救護

1. 研究の背景と目的

筆者はこれまで日本赤十字社（以下、日赤）の看護人（男性の救護看護要員）について研究をしてきた（山崎，1995-2000）。研究の結果，戦前の日赤救護におけるジェンダー分業体制の確

立過程の一端が明らかになった。今回は，これまでの研究において見落としてきた救護看護人長候補生（以下，人長候補生）の養成教育を研究対象にした。

人長候補生の養成に関する先行研究は存在しない。戦前の日赤と看護に関する通史である亀

受理：2006年12月14日

山美知子『近代日本看護史Ⅰ．日本赤十字社と看護』には、看護婦長教成手続規定(1907年)に関する記述がわずかにあるだけで、人長候補生養成に関する言及はない。また、『日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌』と『日本赤十字社幹部看護婦研修所30周年誌』には、日赤の救護看護婦長候補生(以下、婦長候補生)の養成についての概説はあるが、人長候補生養成は看過されている。そもそも日赤看護人自体も先行研究がなく筆者の研究が嚆矢である。歴史の闇に埋もれた日赤の人長候補生について、まず日赤史料にもとづいてその養成の実態や卒業前後の動向などに関する正確な史実の記述が必要である。

本研究の目的は、『日本赤十字社史稿』(1911年)(以下、『社史稿』)、『日本赤十字社史続稿』(1925年)(以下、『社史続稿』)、広報誌『日本赤十字』・『博愛』(1891年～1944年)などの戦前の日赤史料、および日赤都道府県支部百年史などの戦後の資料にもとづき、人長候補生養成について客観的に史実を記述し、婦長候補生との比較をとおして人長候補生養成の特徴や意味などについて考察を行うことにある。

史実の記述と考察を行うに際して、研究対象の人権や名誉を侵害しないように配慮した。史料の名称や引用文における旧字体は新字体に、歴史的仮名遣いは新仮名遣いに改めた。

Ⅱ．結果および考察

1. 救護看護人長候補生の養成規則と看護人長の採用規則

1) 人長候補生の養成規則

1900年、支部の看護婦の中から学術性行ともに優秀で将来の看護婦長として適任なる者を本社病院で1年半教育を行い任用する計画が立てられ、実際に各支部に該当者の有無を照会した。ところが、ちょうど義和団事変が起ころ、その救護を実施しなければならなくなったため

この計画は中止となった。

事変終結後の1904年、従来の準備看護婦規則・準備看護人規則・準備輸送人規則を廃止し、看護婦生徒養成規則・看護人生徒養成規則・輸送人生徒養成規則が制定された*。これは本部と支部の養成規則が異なっていたものを同一の規則に改めたのである。このなかに看護婦長(看護人長)養成に関する次のような規定が盛り込まれた。「生徒卒業の際、学術優等実務の成績良好にして看護婦長(看護人長)に適當なる者を精選し、本部にありては第一部長、支部にありては支部長に報告すべし(輸長[原文ママ(輸送人長のこと)、引用者]に適當なる者は本部第一部長報告す)。社長は所要の人員を定め、本部病院において特定の学科を教授せしめ、その試験に及第したる者には看護婦長(看護人長・輸長)適任証書を授与す」(日赤, 1929b, pp.53-54)。

この規定に関して、別の史料には「卒業の後、看護人長特定学科を教授し、看護人長適任証書を授与す、その規定は看護婦に同じ。ただし養成期は二箇月とす」(日赤, 1911, p.809)とある。看護人長の特別学科の教育期間は看護婦長の3分の1の2ヶ月間とされた。これは看護人生徒の場合、兵役や陸軍看病人の経験があること、養成期間の後期5ヶ月が陸軍衛戍病院での実務練習であること、などが理由であると考えられる。陸軍内の規則、規律、礼式などに関して看護人生徒の多くがすでに知識・技能を身につけていたからである。

しかし、この規則改正直後に日露戦争が起きたため、またも養成の実施は先送りされ、戦争終結後の1907年、看護婦生徒養成規則に特定学科教成手続が追加された。これは1904年、卒業時に看護婦長適任者を選出して特定の学科を教授するという規定を追加したが、その規定をより具体化したものであった。内容は表1のとおりである。実際に看護婦長特定学科の教育が開始されたのは1907年10月1日からであっ

* 日赤は養成開始当初、看護婦(看護人)養成規則という名称を用いたが、養成中と卒業後の地位を区別するため看護婦(看護人)生徒養成規則、救護看護婦(看護人)生徒養成規則の名称を用いるようになった。これに従い1909年以降、看護婦長(看護人長)候補生との名称が用いられた。ただし、婦長(人長)候補生の場合、養成卒業後の地位は婦長(人長)適任者であり、採用までは婦長(人長)ではなかった。

表1 看護婦特定学科教成手続(1907年)の要点

資格	1. 卒業試験点数1科80点以上、全科平均90点以上の者 2. 看護婦取締の才能ある者 3. 身体強健品行方正の者 (1ヶ年以上戦時救護に従事しその成績良好の者は第1項の資格を備うるを要せず)
教授科目	(科目)1. 救護員心得 2. 看護婦訓戒 3. 救護員礼式 4. 陸海軍の官等称呼および服装の概要 5. 修身 6. 赤十字事業に関する条約ならびに日本赤十字社沿革組織および戦時事業の概要 7. 戦地における陸軍病院入院患者の取扱および食餌に関する事項 8. 戦地における陸軍病院入院患者死者の処置および遺言に関する事項 9. 予備病院および要塞病院における勤務の概要 10. 海軍病院における勤務の概要 11. 軍人読法 12. 陸軍懲罰令 13. 陸軍刑法の概要 14. 陸軍礼式の概要 15. 海軍敬礼式の概要 16. 陸軍戦時経理の概要 17. 看護学 18. 薬物取扱方法 19. 治療器械取扱方 20. 看護婦長実務事項 (実務)1. 手術介輔 2. 救急法 3. 伝染病看護 4. 患者運搬法 5. 陸軍病院勤務
教成場所	講習生は本社病院において学術および実務を講習する外、陸軍病院の勤務を見習わせることある
学費	講習生には学費として月額10円を支給し、必要の被服物品を貸与または支給する
看護婦長適任証書	社長は卒業名簿および状況書を審査し及第者に看護婦長適任証書を授与す

(『日本赤十字社史稿』779-781頁より作成)

た。一方、看護人長特定学科の教授は1907年の時点ではまだ実施をみななかった。

1909年、看護婦生徒養成規則・看護人生徒養成規則・輸送人生徒養成規則が廃止され、救護員養成規則に一本化された。新養成規則には救護看護婦長・救護看護人長・救護輸長の各候補生養成の規定が設けられ、看護婦特定学科教成手続(1907年)は廃止された。この規則の中の婦長候補生・人長候補生に関する主な規定を

まとめたものが表2である。

1917年、救護員養成規則が改正された。この改正規則の中の婦長候補生・人長候補生に関する主な規定をまとめたものが表3であり、1909年の規定と大きく異なる部分に下線をつけた。婦長・人長候補生に関する1909年と1917年の養成規則の違いは、養成目的において部下への指導力が追加され強調された点である。これは日清、日露、そして第1次大戦と戦争を経験す

表2 救護員養成規則(1909年)の婦長候補生・人長候補生に関する主な規定

内 容	条 文
養成目的	第2条 生徒及び候補生の養成は傷者病者の看護及び輸送に関する学術、並びに陸海軍衛生勤務の要領を教授するを以て目的とす。
養成場所	第5条 候補生は所要に従い本部又は支部においてこれを採用し、本社病院においてこれを養成す。
陸海軍病院の見学	第6条 救護看護婦生徒及び救護看護婦長、救護看護人長各候補生は陸軍病院又は海軍病院に派遣し、必要の勤務を見学せしむることあるべし。
採用資格	第13条 候補生は救護看護婦、救護看護人、救護輸送人にして、学術及び勤務の成績良好かつ部下取締の才能ありと認むる者より採用す。[略]
養成期間	第15条 候補生の養成期間は、救護看護婦長候補生は6ヶ月とし、その他は3ヶ月以内とす。 第16条 生徒及び候補生の養成期間は戦時、事変により補充その他の都合により社長之を変更することあるべし。
適任証書	第17条 生徒及び候補生所定の課程を卒業したときは生徒には卒業証書、候補生には適任証書を授与す。
学費	第20条 生徒及び候補生には在学中第1表の学費を給す。 第1表 学費[抄] 手当 月額5円以内 食費 月額8円以内 宿舍料 月額3円以内 宿舍料は宿舍を給せざる者に限り之を給す。
宿舍	第21条 救護看護婦生徒及び救護看護婦長候補生には宿舍を給す。

(『日本赤十字』251号、巻末1-7頁より作成)

表4 救護員採用規則(1903年)の看護婦長・看護人長規定

	看護婦長	看護人長
体格などの条件	身幹四尺六寸五分以上[看護婦養成規則の規定]、身体強健品行方正の者[婦長教成手続規定]	身幹五尺以上、身体強健品行方正にして、常備兵役・後備兵役・補充兵役に関係なき者
採用の資格	年齢40歳未満 次の各項のひとつに該当する者 1. 本社看護婦にして看護婦長適任証書を所持する者 2. 本社看護婦にして学術および勤務の成績優秀かつ看護婦取り締まりの才能ある者 3. 本社看護婦にして戦時救護に従事しかつ看護婦取り締まりの才能ある者	年齢45歳未満(看護人より採用する者は35歳未満) 次の各項のひとつに該当する者 1. 本社看護人にして看護人長適任証書を所持する者 2. かつて陸海軍の衛生部下士たりし者 3. 本社看護人にして学術および勤務の成績優秀かつ看護人取り締まりの才能ある者 4. 本社看護人にして戦時救護に従事しかつ看護人取り締まりの才能ある者
誓約年限	15年間	5年間
定限年齢(定年)	55歳	45歳
誓約年限中手当金	なし	18円(年額)

(『日本赤十字社史稿』725-730頁、『看護婦養成史料稿』48・56頁により作成)

に改正された。看護人長に関する変更点は、定限年齢(定年)の45歳が50歳に延長されたことである。これは「要員を得るに困難なり」との理由からであった。一方、看護婦長は、逆に定限年齢が55年から50年に短縮された。これは「長きに過ぎ実用に適せざるの感あり」との理由からであった。また、誓約年限は、看護人長が5年から10年に、看護婦長が15年から12年に、それぞれ変更された(日赤, 1929b, pp.114-122)。これは定限年齢と同様の理由からであろう。

2. 救護看護人長候補生養成の教育課程

1) 教授科目・細目

看護婦特定学科教成手続(1907年)で定められた教授科目は、表1に紹介した。これは婦長候補生養成を目的とした教育課程である。よってこの時点で人長候補生のための教育課程はまだ作られていなかったと考えられる。人長候補生も含めた救護員養成の教育課程は、1909年1月の救護員養成規則制定にともない日赤本部から各支部に通達で示された婦長候補生・人長候補生の教授科目にみられる。その教授科目・細目は表5のとおりである。

婦長候補生と人長候補生の教育課程の違いは、「陸海軍勤務の要領」の中の「8. 予備病院および

要塞病院における勤務の大要」と「9. 海軍病院における勤務の大要」、そして随意科の「英語」を人長候補生に教えなくてもよい点にあった。前者は、看護人長が戦時に勤務するのは戦地の兵站病院や患者集合所などであるため、国内の陸海軍病院に勤務する看護婦長との違いが教授細目の違いに反映したと考えられる。後者は、人長候補生養成が3ヶ月、婦長候補生養成が6ヶ月という養成期間の差が反映したものと考える。また、10ヶ月の養成であった看護人生徒には英語がなかったのに対し、3ヶ年の看護婦生徒には英語が随意科とし設けられていた。婦長候補生になるには看護婦生徒として養成を受け救護看護婦として任用されなければならなかった。つまり長期間の学習時間が確保できる看護婦生徒・婦長候補生には英語を随意科として課すことができたと考えられる。

1909年の教授科目などに関する通達は1913年に改正された。そこで示された新しい婦長候補生・人長候補生の教授科目などは表6のとおりである。ここからわかるように、ほとんどの科目が婦長候補生と人長候補生で共通であるが、按摩と衛生が人長候補生では必修科目となっているのに対し、婦長候補生では随意科の扱いである。また、婦長候補生の随意科の英語と修身

表5 婦長候補生・人長候補生の教授科目(1909年の本達丙第三号)

教授科目	教授細目
陸海軍勤務の要領	1. 陸海軍の官等, 服装および徽章の概要 2. 服装および敬礼称呼 3. 処刑および懲罰 4. 戦時衛生機関 5. 戦地における患者の還送方法 6. 戦時における入院患者の取扱および食餌 7. 死者の処置および患者の遺言 8. 予備病院および要塞病院における勤務の概要 9. 海軍病院における勤務の概要 (ただし人長候補生は1~7)
看護法	
治療介輔	
手術介輔	
調剤法大意	
衛生学大意	
医療器械取扱方	
(随意科)英語(婦長候補生のみ)	

(『日本赤十字社史続稿』56-59頁により作成)

表6 婦長候補生・人長候補生の教授順次(1913年の本達丙第二号)

婦長候補生		人長候補生	
科目	教授期間	科目	教授期間
赤十字事業の要領 人体の構造及びその作用 包帯	4月20日～ 5月19日	赤十字事業の要領 人体の構造及びその作用 包帯 看護 伝染病及びその他の疾病	7月20日～ 8月19日
陸海軍の制規及び衛生勤務の要領 看護 治療の介輔 手術の介輔 伝染病及びその他の疾病	5月20日～ 6月19日	陸海軍の制規及び衛生勤務の要領 治療の介輔 手術の介輔 按摩[下線, 引用者] 医療器械	8月20日～ 9月30日
医療器械 外傷 救急 薬物及び調剤	6月20日～ 7月19日	外傷 救急 衛生[下線, 引用者] 薬物及び調剤	
実務練習	6月20日～ 10月19日	実務練習	10月1日～ 10月19日
1. 本表科目の外, 随意科として英語を教授し, また修身, 消毒, 按摩, 衛生, 患者の運搬を課すことあるべし. 2. 教授は教科書により敷衍講述し, その要領を筆記せしむ. 3. 実務練習には薬局における実習を包含す. 4. 実務練習中適當の時期において陸軍病院または海軍病院に派遣し, 必要の勤務を見学せしむ.		1. 本表科目の外, 消毒及び患者の運搬を課することあるべし. 2. 教授は教科書により敷衍講述し, その要領を筆記せしむ. 3. 実務練習には薬局における実習を包含す.	

(『日本赤十字』307号, 附録4-7頁により作成)

が人長候補生にはない。英語に関しては既に考察したが、修身についてはなぜであろうか。修身を重んじたことの意味は、日赤や陸軍が女子のジェンダーとセクシュアリティに対してより厳重な管理をしようとの意思表示であったと考える。日清戦争、義和団事変、日露戦争と続く戦時救護において日赤看護婦は戦地には派遣されなかったこと、日赤看護婦は国内の予備病院に派遣はされたが看護婦総監督や婦長などによる厳しい管理下におかれたこと、これらはいずれも軍隊という男性社会において看護婦のセクシュアリティがもつ危険性を日赤と陸軍が危惧していたからにはほかならない。日清戦争時、陸軍当局が「戦地において立派な戦功を立てた名誉の傷病者が、女の看護を受けるため万一何か風紀上の悪評でも立ったら、せっかくの戦功を傷けるに至るおそれがある」（石黒, 1983, p.295）との理由から日赤看護婦の戦地派遣に反対したことがその一例である。しかし、日赤は救護員の大量動員のために看護婦の戦地派遣が避けられない将来を予測し、軍の規律や風紀を乱さないように看護婦（長）養成において修身教育を重視すべきであると考えたのである。『看護婦生徒修身教授参考書』刊行（1910年）もその一環であった。

教授期間に関しては、3ヶ月間で養成を終了させなければならない人長候補生の進度がはやいことがわかる。実務練習も婦長候補生の4ヶ月に対して人長候補生は19日間と極めて短い。平時、看護以外の生業をもつ人長候補生に配慮した養成期間となっている*。

2) 教科書の編纂

救護員養成用の教科書に関しては、救護員養成規則制定の前年1908年に、日赤病院長橋本綱常が1896年から用いられてきた『看護学教程』と『看護人教科書』の内容の古さと増補改訂の必要性を指摘していた。そこで日赤本社は1909年3月に芳賀栄次郎（陸軍軍医総監）を編

纂委員長に任命し、救護員教科書の編纂に着手した。新しい教科書が完成したのは翌1910年であった。まず3月に救護看護婦生徒と婦長候補生のための『甲種看護教程』が、7月に救護看護人生徒と人長候補生の『乙種看護教程』ができあがり、本社病院と各支部に配布された。『甲種看護教程』は上下2巻であったが、『乙種看護教程』は1巻だけで、第18編天幕の建設が追加されている点、全編にわたって内容が甲種より簡略化されている点が甲種との相違であった。この違いは看護人生徒と人長候補生には軍隊経験者が多く、女子に比べ養成期間が短かったからだと考える。

3. 救護看護人長候補生養成の実績

人長候補生の養成数が見える史料としては、第1に『社史続稿』の「自明治四十一年至大正十一年、十五年間救護員養成人員表」がある。1908年から1922年までの人長候補生の養成数は合計36名であり、所管支部などは表7のとおりである。第2の史料は、日赤救護員養成部が作成した『明治44年以降救護員講習並養成人名簿』（日本赤十字看護大学所蔵、以下、『名簿』）である。これによると人長候補生の養成数は同じく36名であるが、所管支部の人数に『社史続稿』とは少し違いがみられる。おそらく『名簿』の方が正確だと考える。なぜなら、次に紹介する広報誌『日本赤十字』・『博愛』の彙報欄にあった第1回人長候補生養成に関連する記事からそれが裏付けられるからである。

◎看護人長候補生入学 本社病院においては去月[7月]二十三日各支部看護人長候補生十六名の入学式を挙行政り、入学者は左の如し[入学者省略、表9参照]（日赤, 1913a, p.20）

◎看護婦長及人長候補生卒業 本年四月二十日本社病院に入学せる看護婦長候補生二十四名、同七月二十日入学せる看護人長候補生十六名は共に去月[10月]十九日全課程終了に付、

* 1917年日赤点呼召集時の調査によれば、看護人の職業比率は、官公吏(24.2%)、農業(22.8%)、商業(15.0%)、会社員(10.5%)、看護業(5.9%)であり、看護人長は、官公吏(29.6%)、商業(24.1%)、看護業(9.3%)、農業(5.6%)、医業(5.6%)、会社員(5.6%)であった。ちなみに、看護婦は、看護業(48.5%)、無職(39.0%)、産婆業(7.6%)であり、看護婦長は、看護業(45.7%)、無職(41.0%)、産婆業(3.2%)であった。

表7 婦長候補生・人長候補生などの養成数(1908年から1922年までの15年間)

所管	婦長候補生	人長候補生	看護婦	看護人
本部	2	0	113	0
支部	227	36	3,752	744
内訳		岩手 2(2) 福島 3(3) 茨城 1(0) 栃木 2(3) 群馬 2(2) 埼玉 2(2) 千葉 4(4) 新潟 2(2) 静岡 1(1) 大阪 2(2) 兵庫 1(1) 岡山 4(4) 山口 3(3) 香川 1(1) 徳島 1(1) 福岡 2(0) 大分 (2) 佐賀 1(0) 熊本 (1) 沖縄 2(0) 台湾 (2)		
合計	229	36(36)	3,865	744

(『日本赤十字社史続稿』91-94頁により作成、ただし内訳の内数は『明治44年以降救護員講習並養成人名簿』による)

同十八日午後二時適任証書授与式を挙行政せり。生徒一同着席するや副院長臨場、適任証書及優等者に賞品を授与し、次で副院長の告辞、人長婦長候補生総代の答辞にて式を了りたり、卒業生氏名は左記の如くにして何れも二十日所管支部へ帰還せしめたりと〔卒業生氏名省略、人長候補生は表8参照〕(日赤, 1913b, p.21)

この記事から、入学した16名全員が卒業したこと、養成規則(養成細則)どおり7月20日から10月19日までの3ヶ月間の養成期間であったこと、成績優秀者には卒業時に優等賞が与えられたこと、証書授与式は婦長候補生と同席で行われたこと、卒業後すぐに所管支部に帰ったこと、などがわかる。

第2回人長候補生養成については、今のところ先の『名簿』以外に史料が発見できていない。ただ、広報誌『博愛』(1913年11月号から誌名変更)には次のような記事がある。

●新潟支部雑事報(一月十四日)

◎救護員の養成 更に本年[1914年]の予定に基き看護婦長候補生は本社の承認を経て成規の通り四月二十日より六名選抜養成の筈。もしまた出来得べくんば看護人長候補生若干をも養成せんとしその筋へ稟議中なり。〔下線、引用者〕(日赤, 1914a, p.23)

実際、『名簿』には新潟支部2名の人長候補生の名前が存在するので、1914年に養成が行われたことが推察できる。なお、この記事にある婦長候補生養成の方は、1914年4月から10月まで新潟選出5名を含む28名で養成が行われている(日赤, 1914b, p.12)。

この記事以外に、1914年に人長候補生養成が行われたことを報じる記事が『博愛』からみつからないのであるが、次に述べる第3回人長候補生養成終了時(1917年12月)の社長論告を紹介する記事のなかに、「本社において救護看

護人長候補生を召集しこれを養成することは此度が第三回目で、その第一回は大正二年[1913年]、第二回は翌年[1914年]、此度[1918年]が第三回目である」(石黒, 1919, p.2)との発言がある。よって、『名簿』どおり、第2回人長候補生養成は1914年に実施されたといつて間違いはないであろう。ただし、養成期間が第1回目より2ヶ月ほど遅くなり、9月11日入学、12月10日卒業となっている。学期を定めた養成細則の改正はなかったようなので、この入学期日・卒業期日の変更がなぜ行われたか示す史料は今のところない。世界的事変から推測するならば、この年の7月に第1次大戦が勃発し、8月日赤に病院船の出動が命じられ、9月中国・青島に教護班を派遣している。こうした戦時体制が影響して、養成開始が規定の7月から9月になったと考えられる。1918年の第3回養成も第2回養成と同様の日程であるが、この時は日本軍のシベリア出兵にともなう東部シベリアへの日赤救護班派遣が7月から開始されている。これまた同様の理由からであると推察できる。

第3回人長候補生養成に関連する『博愛』誌上の記事は第1回目よりも多い。ここでは卒業を報じる記事を紹介する(証書授与式の社長論告と院長口演の内容は後述する)。

■人長適任証書授与式

客月[12月]七日午後二時、本社病院において第三回看護人長候補生救護看護人長適任証授与式を挙行し、社長石黒男爵、阪本及び落合両理事、田中救護課長、山上病院商議員等臨場、院長以下病院職員列席、看護婦生徒参列、国歌合唱の後、平井院長卒業生総代に適任証書を、次いで優等生に賞品を授与し、次に石黒社長及平井院長の論告、次に卒業生総代の答辞あり。社歌を合唱して式を終り、本部玄関前において記念の撮影をなしたり。卒業生は左のごとし[卒業生氏名省略、表8参照](日赤, 1919, p.10)

この記事から、11名の看護人長候補生全員が支部から派遣されたこと、台湾支部からの派遣者もいたこと、第1回とくらべ石黒日赤社長ほか来賓や参列者が多く出席し盛大な式典となっていること、必ずしも婦長候補生と一緒に式を行ったわけではないこと、がわかる。

4. 救護看護人長候補生の養成前後の経歴

史料から判明した看護人長候補生36名の養成前後の経歴を表8に付け加えた。経歴に関連する史実を確認しながら、その特徴などについて考察を試みたい。

看護人長候補生の養成教育を受ける前に、漢口派

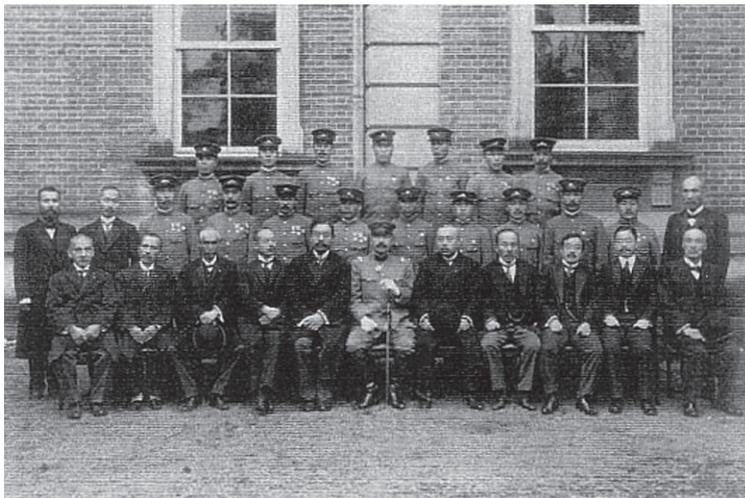


写真1 日本赤十字社救護看護人長候補生第1回卒業生
(1913年10月)(日本赤十字看護大学所蔵)

表8 人長候補生養成状況(第1回～第3回)

回	入学年月日 卒業年月日	数	氏名(*優等生)	所管 支部	経歴
第1回	1913. 7.20 1913.10.19	16	班目 次郎*	福島	1913. 7. 1 支部看護人養成卒業(優等生) 1918 東部シベリア派遣救護(人長)ほか
			山本 和平*	群馬	1912. 7.27 支部看護人養成卒業(優等生)
			門下嘉次郎*	大阪	1913. 6.28 支部看護人養成卒業(優等生)
			奥濱繁太郎*	山口	1913. 6.30 支部看護人養成卒業(優等生)
			河原 義勝	岡山	1913. 6.21 支部看護人養成卒業
			野崎 龍尾	千葉	
			山田若太郎	岡山	1913. 6.21 支部看護人養成卒業 1918 東部シベリア派遣救護(人長)
			岡市奈良三郎	大阪	
			高田治郎吉	兵庫	1918 東部シベリア派遣救護(看護人)
			小笹山市太郎	徳島	1910. 7. 7 支部看護人養成卒業(優等生) 1918 東部シベリア派遣救護(書記)
			湯浅平一郎	岡山	1913. 6.21 支部看護人養成卒業 1918 東部シベリア派遣救護(人長)
			内野 懿逸	熊本	1900. 5. 9 支部看護人養成卒業
			林 菊太郎	岡山	1913. 6.21 支部看護人養成卒業
			松本健次郎	千葉	1911. 6.29 支部看護人養成卒業(優等生) 1911.11～ 漢口派遣救護(看護人)
井上 半七	山口				
鈴木三十郎	静岡	1918 東部シベリア派遣救護(人長・書記)			
第2回	1914. 9.11 1914.12.10	9	金田 兵衛*	福島	1913. 7. 1 支部看護人養成卒業(優等生)
			須藤治三郎*	栃木	
			細貝 平弥	新潟	
			古川 堅司	福島	1914. 6.29 支部看護人養成卒業(優等生)
			長谷川嘉助	栃木	
			沢田金太郎	岩手	1913. 6.28 支部看護人養成卒業 1918 東部シベリア派遣救護(看護人)
			滝田玄之吉	埼玉	
			藤田小太郎	香川	
春日 正悦	新潟				
第3回	1918. 9.11 1918.12.10	11	菅野昌右衛門*	岩手	1913. 6.28 支部看護人養成卒業
			井出上幾三*	台湾	
			奥平規矩修*	群馬	
			栗林 孫式	山口	
			大城秀之助	大分	1917. 1.26 支部看護人養成卒業
			久 義照	台湾	
			青木虎次郎	栃木	1913. 2. 1 支部看護人養成卒業(優等生)
			後藤 定平	大分	1916. 1.26 支部看護人養成卒業
			山本高三郎	千葉	
			久保田貞雄	千葉	1911. 6.29 支部看護人養成卒業(優等生) 1911.11～ 漢口派遣救護(看護人)
森田莊三郎	埼玉				

(『明治44年以降救護員講習並養成人名簿』により作成、ただし経歴は『日本赤十字』・『博愛』の記事により作成)

遣救護班(1911年)の経歴のある看護人が2名おり、ふたりとも千葉支部の看護人養成を優等生で卒業して4ヶ月後の派遣であったことがわかる。漢口救護は辛亥革命という中国の内戦に対する救護で、救護員は全員男性で33名、そのうち看護要員としては、看護人長兼書記1名、看護人組長3名、看護人17名の編成であった(山崎, 1999)。この救護に参加した松本健次郎が救護から帰還した1年4ヶ月後に、久保田貞雄が6年半後に、それぞれ人長候補生養成教育を受けたことがわかる。

一方、卒業後の経歴に関しては、1918年の東部シベリア救護に派遣された者の存在が史料から確認できた。派遣時の職位は必ずしも看護人長ではなく、書記および書記兼看護人長としての派遣が各1名、看護人長としての派遣が3名、役職ではない看護人としての派遣が2名である。卒業回生別では第1回卒業生16名のうち6名が派遣、第2回卒業生9名のうち1名が派遣と、第1回生の方が多い。これは卒業時の優等生数に象徴されるように第1回卒業生の方が優秀だったからではないかと推測する。2年連続の養成であるから第1回目の方に支部から推薦された逸材がより集まったと言えるであろう。

また、注目すべきは、第1回生の斑目次郎である。1919年の東部シベリア派遣(看護人長)だけでなく1921年のサハリン州亜港派遣(書記)にも派遣され、しかも後者では書記として勤務している。卒業時も優等生で総代を務めた人物である。日赤本部から期待された人材だったことがうかがえる。それは斑目が北支那飢災患者救護事業の救護班(1920年)の一人(書記)になっていることから裏付けられる(日赤, 1929b, p.234)。つまり斑目は1919年から3年連続で国外救護に派遣されたことになる。

5. 救護看護人長候補生への期待とその歴史的意味

先述したように、第3回人長候補生養成に関しては、『博愛』誌上に適任証書授与式の記事が掲載されたほか、雑誌冒頭を飾るふたつの報告記事が存在する。それは、「看護人長候補生適任証書授与式に於ける社長論告要領(十二月

七日)」と「同本社病院長口演要旨」である。これをもとに当時の日赤の指導者が人長候補生に何を期待したのか考察する。

まず、石黒忠恵社長論告の要点は次のとおりである。①救護員養成規則改正により「看護の学科術科に練達せしめ、かつ部下の指導に必要な能力を修得せしむ」という新たな目的で養成された人長候補生に期待する。②人長候補生の養成期間は婦長候補生の半分であるが、これは人長候補生が官公吏・実業家などの職業につき長期間の養成に耐えられないためである。③将来看護人長として勤務する時は救護班の中で医員に次ぐ重要な地位にあるので、在郷において個人としても救護員としても人格者であり世間の信頼を得てほしい。④看護や医学の進歩に遅れないように今後も有事のことを考え自己研鑽に努めてほしい。⑤戦時はもちろんのこと平時においては災害救護などに学修した技能を発揮し、患者に対して懇篤親切にして日本赤十字社への信頼を高めてほしい(石黒, 1919, pp.2-3)。

つぎに、平井政道院長口演の要旨は次のとおりである。①第3回人長候補生11名は入学後問題もなく皆熱心に課程を修め成績も良好であった。②日赤に看護人が必要なことは、今回の東部シベリア救護で看護人救護班が先遣されたことに明らかである。③看護人長には看護業務への忠実さだけでなく、部下の看護人に命令し指導する能力と部下から信頼される徳望が求められる。④部下を指導する能力は学術以外に高き人格と徳望を有することで身につくものであるから、平生職業の如何を問わず赤十字事業の真諦を理解し誠意と修養をもって部下の手本とならなければならない(平井, 1919, p.3)。

石黒社長と平井院長に代表される当時の日赤指導者が持っていた人長候補生への期待は、第1に、部下の看護人を指導する能力への期待である。救護看護人は救護看護婦と違い採用時の年齢が高い。またその多くは看護以外の職業を持つ。しかも徴兵され兵役を経験した者も多い。つまり年齢、職業、経歴、思想などにおいて多様な看護人たちを日赤救護班という集団にまとめ、救護の目的を達成し救護実績を高めることが期待されていたと考えられる。人長候補生は

各支部で成績人物の優等生が選ばれたのも、看護人長として身につけなければならないこうした能力の高さを反映したものであったのだろう。第2に、医学や看護の進歩に遅れないように自己研鑽に努めることを期待している。婦長候補生とは異なり人長候補生は日常の職業において看護と離れる者が多いため、意識して自己学習をしないとせっかく学んだ知識や技能が失われる危険性があるからである。第3に、日本赤十字社に対する国民の信頼を獲得するために、人長候補生が救護員としての役割を自覚し遂行することが期待されている。患者や部下に対して誠意を示し親切であること、そのために平時において災害救護などへの参加と救護技術の研修が求められているのである。

人長候補生養成は1913年、1914年、1918年の3回で終了となったが、当時の日赤指導者は看護人と看護人長の養成と準備をすぐに中止しようと考えていたわけではなかった。それは石黒と平井のふたりの発言が物語っている。人長候補生を養成した1910年代は、看護人長とその指揮下で救護に従事する看護人への期待はまだ十分に存在していたと考えてよい。それが変化したのは、皮肉にも第3回養成中に行われた東部シベリア救護における看護婦(長)の戦地救護の実績によってであった。この結果、日赤と陸軍は、戦地救護を含む戦時救護全体への看護婦導入を積極的に進めていったのである。人長候補生養成の終了は、この東部シベリア救護から4年後の1922(大正11)年に大改正された戦時救護規則による看護人救護班定数の大幅削減と、新規募集・採用の停止の結果であると考えられる。そして、その背景には、総力戦において男性は最大限兵士として召集し、その銃後は女性が守るという戦時ジェンダー分業体制への移行があった。日清・日露戦争時、陸軍内で根強かった看護婦戦地派遣反対論はそうした社会変化とともに消滅していった。看護婦戦地派遣の到来は、すなわち日赤の看護人と看護人長の歴史の終焉を意味したのである。

しかしながら、人長候補生養成の事実は、「1910年代における日赤看護人は、日本近代看護史のなかで一番多様な看護活動を行った男

性看護者であった」との筆者の仮説を支持する。なぜなら、すでに別稿で論じたように、1910年代の日赤看護人の救護活動は量的にも質的にも歴史的評価に値するものであり(山崎, 1999)、その看護人の活動をさらに発展させるために人長候補生の養成が計画され実施されたと考えられることができるからである。

Ⅲ. 結 語

本研究で明らかになった史実と考察の要点は、以下のとおりである。

1. 養成は1913年、14年、18年の3回行われ、養成数は16名、9名、11名の計36名であった。人長候補生には日赤各支部の看護人養成を優等で卒業した者が多かった。
2. 養成期間は3ヶ月で、新しく編纂された教科書『乙種看護教程』を用いて教育が行われ、婦長候補生には随意科の按摩と衛生の科目が人長候補生には必修であった。
3. 養成の目的は、部下の看護人を指導する能力を高めることにあった。
4. 日赤指導層が期待したことは、養成目的以外に、医学・看護の進歩に後れないように自己研鑽を積むこと、日赤救護員の役割を自覚し国民の信頼に応えること、であった。
5. 養成は1910年代における日赤看護人の多様な救護活動を発展させるために行われ、養成の計画・実施の過程において看護人(長)の廃止は考えられてはいなかった。

* 本研究は平成17年度日本赤十字看護大学課題研究費の助成を受けて実施した。

文 献

- 平井政適(1919). 博愛, 381, 3.
 石黒忠恵(1919). 博愛, 381, 2-3.
 石黒忠恵(1983). 懐旧九十年, 岩波書店.
 亀山美知子(1984). 近代日本看護史 I—日本赤十字社と看護—, ドメス出版.
 日本赤十字中央女子短期大学(1980). 日本赤十字中央女子短期大学90年史.
 日本赤十字社(1910a). 甲種看護教程.

- 日本赤十字社 (1910b). 乙種看護教程.
- 日本赤十字社 (1911). 日本赤十字社史稿.
- 日本赤十字社 (1913a). 彙報. 日本赤十字, **310**, 20.
- 日本赤十字社 (1913b). 彙報. 日本赤十字, **313**, 21.
- 日本赤十字社 (1914a). 彙報. 博愛, **316**, 23.
- 日本赤十字社 (1914b). 彙報. 博愛, **327**, 12.
- 日本赤十字社 (1919). 雑報. 博愛, **381**, 10.
- 日本赤十字社 (1927). 看護婦養成史料稿.
- 日本赤十字社 (1929a). 日本赤十字社史続稿・上巻.
- 日本赤十字社 (1929b). 日本赤十字社史続稿・下巻.
- 日本赤十字社 (1957). 日本赤十字社社史稿・第4巻.
- 日本赤十字社衛生部 (1992). 日本赤十字社看護婦養成百周年記念誌.
- 日本赤十字社福島県支部 (1977). 日赤福島県支部百年の歩み.
- 日本赤十字社群馬県支部 (1991). 日本赤十字社群馬県支部百年史.
- 日本赤十字社幹部看護婦研修所 (1983). 30周年誌.
- 日本赤十字社熊本県支部 (1991). 日本赤十字社熊本県支部史.
- 日本赤十字社救護員養成部 (不明). 明治44年以降救護員並養成人名簿.
- 日本赤十字社大分県支部 (1993). 赤十字大分百年のあゆみ.
- 日本赤十字社沖縄県支部 (1991). 百年のあゆみ.
- 日本赤十字社埼玉県支部 (1988). 赤十字埼玉百年史.
- 日本赤十字社栃木県支部 (1990). 赤十字栃木百年のあゆみ.
- 陸上自衛隊衛生学校修親会 (1990). 陸軍衛生制度史 [昭和篇]. 原書房.
- 山崎裕二・谷岸悦子・丹羽淳子 (1995). 明治初年～10年代の陸軍と博愛社—近代看護史のなかの男性看護者 (1) —. 日本赤十字武蔵野女子短期大学紀要, **8**, 103-112.
- 山崎裕二 (1996). 日清戦争における日本赤十字社の看護人—近代看護史のなかの男性看護者 (2) —. 日本赤十字武蔵野女子短期大学紀要, **9**, 79-88.
- 山崎裕二 (1997a). 明治29年～36年における日本赤十字社の準備看護人養成と卒業後の動向—近代看護史のなかの男性看護者 (3) —. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **10**, 75-99.
- 山崎裕二 (1997b). 義和団事変における日本赤十字社の看護人—近代看護史のなかの男性看護者 (4) —. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **10**, 100-112.
- 山崎裕二 (1998). 日露戦争における日本赤十字社の看護人—近代看護史のなかの男性看護者 (5) —. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **11**, 113-135.
- 山崎裕二 (1999). 1910年代における日本赤十字社の救護看護人—近代看護史のなかの男性看護者 (6) —. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **12**, 92-122.
- 山崎裕二 (2000). 1920年～1945年における日本赤十字社の看護人—近代看護史のなかの男性看護者 (7) —. 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **13**, 151-169.
- 山崎裕二 (2005). 日本赤十字社の患者輸送縦列と輸送人—その養成・準備と日露戦争での戦地救護について—, 日本赤十字武蔵野短期大学紀要, **18**, 85-96.